



書かない窓口システムを導入し運用を開始しています

本年1月から書かない窓口システムを導入し、運用を開始しています。書かない窓口システムを導入することにより、市民サービスの向上を図ります。

【書かない窓口システムの概要】

本市では、市民に「書かせない」「手続きに迷わせない」ことを目的とした「書かない窓口システム」を搭載したタブレットを設置しました。

各種の手続きに係る設問に対し、タブレットで回答し、マイナンバーカードや運転免許証などをカードリーダーで読み込むと、記入しなくても、申請書が作成できる仕組みです。

関連する手続きは、「手続き案内票」が発行されますので、関連する窓口はその「手続き案内票」を持参することで、新たに申請書を記入する必要がありません。

【設置窓口】

5課6窓口

・市民課(烏山庁舎・南那須庁舎)・税務課・健康福祉課・こども課・上下水道課



この件に対する問い合わせ先

市民課市民窓口グループ 電話番号:0287-83-1116